

監査告示第5号

令和2年3月25日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	仮	屋	秀一
同	蘭	田	裕之

令和元年度定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査対象学校名

小学校 本名小学校、本城小学校、牟礼岡小学校、南方小学校、花尾小学校、川上小学校、吉野小学校、大明丘小学校、清水小学校、山下小学校、松原小学校、城南小学校、原良小学校、明和小学校、武岡小学校、西田小学校、荒田小学校、桜丘西小学校

中学校 清水中学校、甲東中学校、城西中学校、明和中学校、甲南中学校、桜丘中学校、鹿児島玉龍中学校

高等学校 鹿児島商業高等学校

2 監査の期間

令和2年1月10日から同年3月25日まで

3 監査の着眼点

令和元年度（令和元年11月30日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目について監査を行った。

(1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

(2) 支出事務

- 予算執行、見積、支出負担行為、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況
- (3) 物品出納事務
備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況
- (4) 財産管理
校庭、校舎及び工作物等の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況
- (5) 学校防災
消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況
- (6) 市職員の勤務処理等
市職員の勤務、休暇及びサービス並びに臨時職員の雇用等の処理状況
- (7) その他

4 監査の方法

本監査は、本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

各監査項目ともにおおむね良好に事務処理等がなされていたが、一部不適切な事項については事務処理等の改善を図るよう、また不備のあったものについては遺漏なきよう、関係学校長に直接又は教育委員会事務局及び関係所属長を通じて指導した。

各項目ごとの監査結果は、次のとおりであった。

- ・ 収入事務

鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則で定められている施設利用団体登録申請及び施設利用許可申請の手続きに不備があるものがみられた。

また、鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例により、使用料は前納しなければならないと規定されているが、前納されていない事例があった。

その他、現金領収帳の記載に不備のあるものや、高等学校の入学料の事務処理について不適切なものがあった。

- ・ 物品出納事務

薬品の管理において、台帳の記載に不備があった。

- ・ 財産管理

施設等の維持管理において安全管理に改善を要する点や、目的外使用許可の手続などに不備があるものがみられた。

- ・ 市職員の勤務処理等

外勤等における事務処理に不適切なものがあった。

[意見]

- ・ 令和元年度から学校体育施設の開放については、スポーツ課において担当しているが、利用許可の事務手続及び照明設備使用料の納入手続については、条例・規則等を遵守するよう各学校の運営協議会に周知徹底を図られたい。